# 国際会計基準審議会、公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表

ポイント解説|有限責任 あずさ監査法人

国際会計基準審議会(以下、IASB)は2024年5月8日に、公開草案「再生可能電力に関する契約(IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂案)」(以下、本公開草案)を公表しました。

本公開草案に対するコメント期限は、2024年8月7日です。

# ポイント

- IASBは、再生可能電力に係る契約の会計処理に関する実務上の課題に対応する ため、本公開草案によりIFRS第9号の改訂を提案しています。また、IFRS第9号 の改訂の対象となる契約に関する開示を拡充するため、IFRS第7号の改訂を提案 しています。
- 本公開草案は、以下の要件をともに満たす再生可能電力に係る契約を対象として います。
  - 再生可能電力の生産の源泉が自然に依存するものであるため、電力の供給のタイミングまたは供給量を保証できない。
  - 電力購入者が、数量リスク(電力の供給量が、供給時点における購入者の 需要量と一致しないリスク)に晒されている。
- 上述の要件を満たす契約について、本公開草案は、以下の会計処理に関する実務 上の課題に対応するためにIFRS第9号を改訂する提案を行っています。
  - 再生可能電力の購入者による「自己使用」の例外の適用

本公開草案は、再生可能電力の購入者が「自己使用」の例外の適用可否を 検討するに際して考慮すべき事項(契約の目的、余剰電力の売却理由等) を定めることを提案しています。

- 再生可能電力の予定売上または予定購入へのヘッジ会計の適用
  - 本公開草案は、一定の要件を満たす場合、再生可能電力の変動する電力量を ヘッジ対象として指定することを認め、ヘッジ対象の測定にあたり、ヘッジ 手段と同様の数量に関する前提を用いることを認める提案をしています。
- 本公開草案は、IFRS第7号の改訂により、再生可能電力に係る契約条件、公正価値測定に関連する情報、企業の業績に与える影響等の開示を求めることを提案しています。

# 1. 本公開草案の背景

IFRS第9号に従いデリバティブとして会計処理を要求される非金融商品の売買契約であっても、企業の予想される購入、販売または使用の必要に従った非金融商品項目の受取りまたは引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約については例外的に未履行契約として扱うことができます(「自己使用」の例外)。しかし、自然に依存する再生可能電力の購入契約(いわゆる「フィジカルPPA」)に「自己使用」の例外(IFRS第9号2.4項)をどのように適用するかに関する課題が生じていることから、IFRS解釈指針委員会(以下、委員会)に要望が寄せられました。委員会は議論した結果、IASBに対して狭い範囲の基準設定プロジェクトへの着手を検討することを提案しました。IASBは、委員会からの提案を受けて審議を行い、本公開草案を公表しました。IASBによる審議の過程で、フィジカルPPAに関する「自己使用」の例外の適用のみならず、いわゆるバーチャルPPAについてのヘッジ会計の適用に関する実務上の課題や本公開草案による改訂提案の対象となる契約についての開示の拡充についても検討することが利害関係者から求められたことから、本公開草案には、ヘッジ会計および開示に関する提案も含まれています。

# 2. 本公開草案の概要

#### (1) 本公開草案の範囲

本公開草案は、IFRS第9号およびIFRS第7号の修正の適用範囲を、以下の要件をともに満たし、発生の源泉が自然に依存する再生可能電力に係る契約に限定することを提案しています(IFRS第9号6.10.1項)。後述する(2)以降の改訂案は、その他の契約等に類推適用してはならないことが明示されていることに留意する必要があります(IFRS第9号6.10.2項)。

- a. 再生可能電力の生産の源泉が自然に依存するものであるため、電力の供給のタイミングや供給量を保証することができない。
- b. 実際に発電された量の電力を購入する(pay-as-produced)契約の特徴を有し、電力の購入者が、実質的に数量リスクのすべてに晒される。数量リスクとは、発電量が、発電時における購入者の需要量と一致しないリスクである。

### (2)「自己使用」の例外の適用に関して提案された考慮事項

#### 現行のIFRS第9号に基づく課題

「自己使用」の例外が適用されない場合、再生可能電力の購入契約はデリバティブとして会計処理され、純損益を通じて公正価値で測定されます。電力購入契約は長期に亘る契約であることが多いため、「自己使用」の例外の適用が認められず純損益を通じて公正価値で測定する場合、長期に亘り重大な損益のボラティリティを生じさせる可能性があります。

現行のIFRS第9号においては、「自己使用」の例外の適用にあたり、契約が企業の予想される購入、販売または使用の必要に従っているかを検討することが求められています(IFRS第9号2.4項)。商品の引き渡し後短期間のうちに売却する慣行を有している場合は、契約が企業の予想される購入、販売または使用の必要に従ったものではないとされているため(IFRS第9号2.6項)、デリバティブとして会計処理されます。再生可能電力には、その発生の源泉が自然に依存するものであり、供給のタイミングや供給量を保証することができないという特徴があります。また、供給された電力は、貯蔵することができないため、実際に発電された量の電力を購入する(pay-as-produced)契約のもと

では、電力の購入者が電力を消費できない場合に市場で売却せざるを得ません。このような契約について、「自己使用」の例外をどのように適用するか明確でないという実務上の課題が生じています。

#### 本公開草案の提案

この課題に対処するため、本公開草案は、その範囲に含まれる再生可能電力の買手について「自己使用」の例外を適用するにあたり、契約時およびその後の各報告日に以下を考慮することを求める規定を追加することを提案しています(IFRS第9号6.10.3項)。

a. 契約の目的、契約の設計および構造(契約の残余期間内における電力供給量の見込みを含む)

契約に基づいて購入することが期待される数量が、購入者の購入または使用の必要に従っているかどうかを分析する際、遠い将来の期間について詳細な見積りを行う必要はなく、報告日に入手可能な合理的で裏付け可能な情報をもとに将来計画を見積ることも考えられます。一方で、報告日後12ヵ月(もしくは、通常の営業サイクル)以上の期間に見込まれる購入または使用の必要の変化に関し、報告日に入手可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮することが求められます。

b. 過去および将来予想される、供給後短期間での未使用電力の売却理由および、その売却が企業の購入または使用の必要に従っているかどうか

以下のすべての条件を満たす場合に限り、未使用電力の売却は購入者の購入または 使用の必要に従っていると考えられる。

- 売却は、発電量と発電時における購入者の需要量のミスマッチにより企業が 晒されている数量リスクから生じたものである。
- 電力売却の市場構造上、企業は売却の時期および価格を決定する実際上の能力を有していない。
- 企業は、売却後合理的な期間(例えば1ヵ月)以内に、売却と同等以上の数量 の電力を購入することが見込まれる。

#### (3) ヘッジ会計の要求事項に関して提案された改訂事項

バーチャルPPAおよび「自己使用」の例外が適用されないフィジカルPPAはデリバティブとして会計処理され、純損益を通じて公正価値で測定されます。ヘッジ会計を適用することにより、これらのPPAにより将来の電力売買に係る価格変動リスクをヘッジする効果を財務諸表に適切に反映することができると考えられます。

しかし、ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象の指定と測定の面で実務上の課題 が存在します。

#### ① ヘッジ対象の指定について

#### 現行のIFRS第9号に基づく課題

PPAには将来の電力売買に係る価格変動リスクを削減するという経済的な効果があります。PPAの対象となる発電量が変動しても、発電量が実際の電力売買量以下である限り、PPAによって価格変動リスクを削減するという目的は経済的には達成されます(本公開草案BC25項)。

しかし、現行のIFRS第9号のもとでは、ヘッジ関係の期間にわたって発生の可能性が非常に高い(highly probable)と予想される特定の量を、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の開始時点にヘッジ対象として指定することが求められています(IFRS第9号6.3.3項)。そして、指定された特定の量はヘッジ期間にわたって変更することができません。

その結果、電力の売手は予想される発電量よりも少量の発電量しかヘッジ対象として指定することができず、ヘッジ対象とヘッジ手段が経済的に完全にヘッジされていることが適切に考慮されていないとIASBは認識しています(本公開草案BC27項)。

電力の購入者の場合には、ヘッジ対象となる電力量は自らの需要に基づくものであるため、通常、合理的に見積ることができ、ヘッジ手段とヘッジ対象の数量に契約上のリンクがないという点で売手と異なりますが、ヘッジ手段の発電量が実際の電力購入量を上回らない限り、ヘッジ対象とヘッジ手段の間には強固な関係があります。電力の購入者については、ヘッジ手段の数量と整合するヘッジ対象の数量をどのように特定するかという課題が認識されています(本公開草案BC28項、BC29項)

## 本公開草案の提案

これらの課題に対処するため、本公開草案は、以下の要件a, bをともに満たす場合に限り、本公開草案の対象となる契約について、変動する電力量をヘッジ対象として指定することを認める提案をしています(IFRS第9号6.10.4項)。

- 要件a: ヘッジ手段に関係する変動する電力量がヘッジ対象に指定される。
- 要件b: 要件aで指定された変動する電力量は、発生の可能性が非常に高い (highly probable) と予想される数量を上回らない。

ただし、要件aに従って再生可能電力の売却をヘッジ対象として指定する場合、ヘッジ手段の数量が、再生可能電力の売却契約が参照している発電設備から生じる将来の電力売却総量の比例割合であれば、当該売却は要件bを満たす(IFRS第9号6.10.5項)。

#### ② ヘッジ対象の測定について

#### 現行のIFRS第9号に基づく課題

適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象の測定については、IFRS第 9号6.5.11項に従って、ヘッジの開始時からのヘッジ対象の公正価値の変動累計額を算定 する必要があります。ヘッジ対象の価値の変動は、ヘッジ対象として指定した発生の可能性が非常に高い(highly probable)と予想される特定の量に基づき測定される一方、ヘッジ手段の公正価値は、毎期変動する予想される発電量に基づき測定されるため、ヘッジ非有効部分が生じることとなります。これはヘッジ手段による経済的な効果を適切に反映していないと考えられています(本公開草案BC30-31項)。

## 本公開草案の提案

この課題に対処するため、本公開草案は、ヘッジ対象の測定にあたって、ヘッジ手段の 測定に用いられた数量の前提と同じ前提を用いることが提案されています(IFRS第9号 6.10.6項)。

この提案によって、数量の不確実性から生じるヘッジの非有効部分は、電力の売手については基本的には生じないことになります。ただし、例えば以下を要因としたその他の非有効部分は引き続き生じ得ることに留意する必要があります(本公開草案BC37項)。

- 発電と電力購入のタイミングの違いによるスポット価格の相違
- PPAによりカバーされている電力量と、実際の電力購入量の相違
- 将来の電力購入が行われるマーケットでのスポット価格(ヘッジ対象リスク)と、PPAが決済されるマーケットでのスポット価格の相違(ベーシスリスク)

## (4) 再生可能電力に係る契約に関する開示要求事項の提案

IASBは、本公開草案の対象である再生可能電力に係る契約について提供する情報の拡充を図るため、IFRS第7号を改訂する新たな開示の要求事項を提案しています。提案には以下の開示要求が含まれます(IFRS第7号42T項~42W項)。

- 契約条件に関する情報
  - 例えば、残存契約期間、価格付けの方法(価格の参照先の市場、価格調整の有無)、最大数量または最小数量、解約に関する条項、非化石証書取引が契約に含まれるかなど
- 純損益を通じて公正価値で測定されない再生可能電力に係る契約について
  - 報告日時点の公正価値およびIFRS第13号「公正価値測定」第93項(g)-(h) にて求められる公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測 定に関する開示
  - 契約の残余期間において予想される数量
- 契約が企業の業績に与える影響

# 3. 適用時期及び移行措置

本公開草案に基づくIFRS®会計基準の改訂の適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定されます。IASBは2024年末までに改訂を最終化することを目指しており、最終化後は速やかに新たな要求事項の適用を可能にすることを検討しています。本公開草案の提案では、最終化した改訂基準が公表された日以降に早期適用することも認められます(IFRS第9号7.1.12項)。また、IFRS第9号とIFRS第7号の改訂は同時に適用することが求められます(IFRS第7号B2項)。

2.(2) (「自己使用」の例外の適用)に関する改訂は、IAS第8号に従い遡及適用を行う必要があるものの、過年度情報の修正再表示は求めないことが提案されています。過年度情報を修正再表示しない場合、最終化した改訂基準を初めて適用する報告期間の期首において、最終化した改訂基準を適用する前後の帳簿価額の差額を期首利益剰余金(もしくは、適切な場合には資本のその他の構成要素)に認識する必要があります(IFRS第9号7.2.50項)。しかし、最終化した改訂基準の公表日を含む報告期間に本改訂を適用する場合、企業は、最終化した改訂基準を適用する前の帳簿価額と最終化した改訂基準の公表日における帳簿価額の差額を、期首利益剰余金(もしくは、適切な場合には資本のその他の構成要素)に認識する必要があります(IFRS第9号7.2.51項)。

2.(3)(ヘッジ会計の要求事項)に関する改訂は、新たなヘッジ関係に将来に向かって適用することが提案されています。ただし、適用初年度以前に行ったヘッジ対象の指定を変更することも容認することが提案されています。ヘッジ対象の変更はヘッジ関係の中止にも新たなヘッジ関係の指定にも該当しません(IFRS第9号7.2.52項)。

2.(4)(開示要求事項)は、最終化したIFRS第9号の改訂を適用した際に、同時に適用することが提案されています。過年度情報を修正再表示しない場合、開示要求事項について、比較情報の開示は行わないものとすることが提案されています(IFRS第7号44LL項)。最終化した改訂基準の適用初年度においては、IAS第8項28項(f)にて定められている財務諸表の各科目の修正額や1株当たり情報の修正に関する定量情報の開示は求めないことが提案されています(IFRS第7号44MM項)。同様に、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」を適用する企業にもこれらの項目の開示は求めないことが提案されています(IFRS第7号44MM項)。初度適用企業に対しては、特段の措置は定めないことが提案されています。

## 編集・発行

# 有限責任 あずさ監査法人

## azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を締密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製 および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認くださ い。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から 生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的また は重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。